

事務組合加入のご案内

# まかせて安心 大阪SR労災

事業主労災・従業員労災の手続きは  
大阪SR会員の社会保険労務士が行います



厚生労働大臣認可 労働保険事務組合

大阪SR経営労務センター

一人親方団体

大阪SR一人親方建設部会

〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館8階

TEL:06-4800-8231 / FAX:06-4800-8232

<http://osaka-sr.com/>

# 大阪SR経営労務センターは、 社会保険労務士の有志により設立された 「労働保険事務組合」です。

## 入会の手続き

■大阪SRの会員である社会保険労務士を通じて、業務委託契約をしていただきます。

※事業主の方が、直接大阪SR経営労務センターに事務委託することはできません。

■事務委託できる事業主とは・・・

常時使用する労働者の数が300人以下の事業主です。

※小売業、不動産業、金融業、保険業は50人以下

※卸売業、サービス業は100人以下

■費用は・・・

入会金 … 10,000円

※一元適用事業の労災保険のみ加入の場合は、5,000円

会 費 … 2,000円 (月額)

※一元適用事業の労災保険のみ加入の場合は、1,000円

## 業務内容

- ① 概算保険料、確定保険料などの申告および納付に関する事務
- ② 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届等に関する事務
- ③ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④ 雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務
- ⑤ その他の労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

※印紙保険料に関する事務や労災保険、および雇用保険に関する請求等の事務は、法律により労働保険事務組合は行うことができません。

# ご存知でしたか？

## 事務委託制度の特例・優遇

社会保険労務士を通して  
大阪SR経営労務センターの  
会員になって事務を委託すると、  
次のようなメリットがあります。

メリット **1**

### 事業主や 家族にも適用される 労災特別加入

本来は労災保険に加入できない  
事業主や家族従業員も労災保険  
に特別加入することができ、安心  
して仕事ができます。

メリット **2**

### 年3回の 分割納付

概算保険料の額にかかわらず、  
保険料を年3回に分割して納付  
できます。

※事務組合に事務委託しない場合は、  
概算保険料が40万円（労災保険ま  
たは雇用保険のみは20万円）以上  
でないと分割して納付できません。

メリット **3**

### 事務の効率化

労働保険の申告・納付等の労働  
保険事務は、大阪SRが事業主  
に代わって処理しますので、事務  
の手間が省けます。

# 中小企業事業主等の 特別加入制度について

## 中小企業事業主等の労災保険

労災保険は本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して保険給付を行う制度です。しかし、労働者以外の方のうち、その業務の実情、災害の発生状況等からみて、特に労働者に準じて保護することが適当とみなされる一定の方に対して特別に任意加入が認められているのが「労災保険の特別加入」です。労災保険に特別加入できるのは中小企業の事業主、法人の役員、家族従事者です。この方々が業務遂行上、労働者に準じて保護することが必要と認められた場合、労災保険が適用されます。

### ■特別加入時の健康診断の受診

特別加入をする者のうち、下記の業務の種類に応じて、それぞれの従事期間を超えて当該業務を行ったことがある場合は、特別加入時に健康診断を受ける必要があります。

特別加入予定の業務の種類	特別加入前に従事した通算期間
イ. 粉じん作業を行う業務	3 年
ロ. 身体に振動を与える業務	1 年
ハ. 鉛業務	6 ヶ月
ニ. 有機溶剤業務	6 ヶ月

※健康診断の結果が判明するまでは、承認が保留されます。  
 ※健康診断に要する費用は国が負担します。

### ■特別加入者の労災保険料

希望する給付基礎日額の保険料算定基礎額に、当該事業所に適用されている業種に定められた労災保険率を乗じた額です。

### ■特別加入保険料算定基礎額表

給付基礎日額	保険料算定基礎額
25,000円	9,125,000円
24,000円	8,760,000円
22,000円	8,030,000円
20,000円	7,300,000円
18,000円	6,570,000円
16,000円	5,840,000円
14,000円	5,110,000円
12,000円	4,380,000円
10,000円	3,650,000円
9,000円	3,285,000円
8,000円	2,920,000円
7,000円	2,555,000円
6,000円	2,190,000円
5,000円	1,825,000円
4,000円	1,460,000円
3,500円	1,277,500円

※年度途中の加入・脱退のときの保険料は月割りになります。  
 ※年度途中での給付基礎日額の変更はできません。

会員である社会保険労務士が、  
さまざまな労働災害に必要な給付申請を代行します。

#### 業務災害

療養補償給付	休業補償給付
傷病補償給付	障害補償給付
遺族補償給付	葬祭料
介護補償給付	

#### 通勤災害

療養給付	休業給付
傷病給付	障害給付
遺族給付	葬祭給付
介護給付	

## 社労士は企業と人のサポーター

社会保険労務士は、次に掲げる  
労務経営に関するコンサルティングを通じて  
企業の健全な発展をお手伝いします。

### 労働災害の給付申請

- 業務災害
- 通勤災害

まかせて安心!

### 年金の相談・請求等

- 年金の加入記録に関する相談
- 年金の受給に関する相談
- 年金の請求

複雑な制度の疑問も  
スッキリ解消!

### 人事労務管理

- 労務診断等
- 就業規則の作成・変更に関する指導
- 人事・賃金・労働時間の相談
- 雇用管理・人材育成等に関する相談
- 個別労働紛争の未然防止と解決

適切な提案とアドバイス

### 年度更新・算定基礎届等

- 労働社会保険の適用
- 労働保険の年度更新
- 社会保険の算定基礎届
- 各種給付金、助成金の申請
- 給与計算・賃金台帳の調整

企業経営に専念!

社会保険労務士は国家資格です。安心してプロにお任せください。

社会保険労務士は、労働社会保険関係の法令に精通し、労務管理その他の労働社会保険に関する指導を行う国家資格者です。労働社会保険官公署への手続きは、社会保険労務士にお任せください。

お問い合わせは…